

官報

昭和五十三年三月二十四日

○第八十四回 衆議院會議録 第十五号

昭和五十三年三月二十四日(金曜日)

議事日程 第十三号

昭和五十三年三月二十四日

午後一時開議

- 第一 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 公費健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十三年三月二十四日 衆議院會議録第十五号

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

午後一時七分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

日程第一 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長菅波茂君。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔菅波茂君登壇〕

○菅波茂君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、児童生徒急増地域にある公立小中学校の校舎の新・増築費に係る国の負担割合の特例措置の期限を昭和五十七年度まで延長しようとするものであります。

本案は、去る二月十日当委員会に付託となり、三月七日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。同月十七日質疑に入り、同じく二十二日に質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつ

て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長伏木和雄君。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伏木和雄君登壇〕

○伏木和雄君 ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、わが国における道路整備水準の向上と道路事業の多様化に対処するため、昭和五十三年度を初年度とする第八次道路整備五カ年計画の策定等所要の規定の整備を行うとともに、奥地等産業開発道路整備臨時措置法についても、その有効期限を昭和五十八年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、二月二十三日本委員会に付託、三月二十二日討論、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、地方公共団体の長の意見の参酌等、七項目の附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和五十三年三月二十四日 衆議院会議録第十五号

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 森林組合合併助成法の一部を改正する法律案 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

五〇四

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公害対策並びに環境保全特別委員長久保等君。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔久保等君登壇〕

○久保等君 ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十三年度及び昭和五十四年度におきましても、引き続き大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てため、自動車重量税の収入見込み額

の一部に相当する金額を政府が公害健康被害補償協会に交付しようとするものであります。

本案は、去る一月二十八日日本特別委員会に付託され、二月二十八日山田環境庁長官から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、三月二十二日質疑を終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同東中光雄君から修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、次いで採決を行いました。同修正案は否決され、本案は多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しては、全会一致による八項目の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第四、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長中尾

栄一君。

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中尾栄一君登壇〕

○中尾栄一君 ただいま議題となりました森林組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に対処し、森林組合の事業経営基盤を一層強化する必要があることにかんがみ、昭和五十三年三月三十一日となっております現行の森林組合の合併及び事業経営に関する計画の認定制度につき、その適用期限をさらに五年間延長して、地域の実情に応じた森林組合の合併を引き続き促進しようとするものであります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託されました。委員会におきましては、三月十七日中川農林大臣から提案理由の説明を聴取し、三月二十二日質疑を行い、同日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(保利茂君) 日程第五、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長川崎寛治君。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔川崎寛治君登壇〕

○川崎寛治君 ただいま議題となりました災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告

告申し上げます。

本案は、最近における社会的、経済的諸事情にかんがみ、災害弔慰金の増額を行おうとするもので、その内容は次のとおりであります。

災害により死亡した住民の遺族に対して支給する現行の災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり百五十万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内となっておりますが、この「百五十万円」を「二百万円」に改めることとしております。

なお、本法の施行は公布の日からとされておりますが、昭和五十三年一月十四日以後に生じた災害から遡及して適用することとしたしております。

本案は、去る十七日参議院より送付、本委員会に付託され、昨二十三日提出者参議院災害対策特別委員長から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

た。

日程第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第六、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長木野晴夫君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の支給額を引き上げるとともに、準軍属の範囲を拡大し、あわせて戦没者の父母等に対し、さらに特別給付金の支給等を行うものとしてあります。

その主な内容は、

第一に、障害年金、遺族年金等の額を恩給に準じて、昭和五十三年四月分及び同年六月分からそれぞれ引き上げること、

第二に、昭和十二年十一月三十日の閣議決定、

「満洲ニ対スル青年移民送出ニ関スル件」に基づいて実施された満洲青年移民が、軍事に關し業務上なかった傷病により障害者となり、またはこれにより死亡した場合等において、その者またはその者の遺族に、障害年金、遺族給与金等を支給すること、

第三に、未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を遺族年金の増額に準じて、昭和五十三年四月分及び同年六月分からそれぞれ引き上げること、

第四に、さきに述べました満洲青年移民のうち軍事に關し業務上傷病にかかり、現に第五款症以上の障害のある者に戦傷病者手帳を交付し、療養の給付等を行うこと、

第五に、特別給付金として交付されてきた国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、さらに特別給付金を額面六十万円、五年償還の国債で支給すること等であります。

本案は、去る二月十四日付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第七、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長木村武千代君。

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木村武千代君登壇〕

○木村武千代君 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、その負担の適正化及び地

昭和五十三年三月二十四日 衆議院會議録第十五号 地方税法の一部を改正する法律案

方税源の充実強化を図るため、法人の住民税均等割の税率及び都市計画税の制限税率の引き上げ並びに電気税の非課税等の特別措置の整理合理化を行うとともに、料理飲食等消費税の基礎控除額及びガス税の免税点を引き上げ、特別土地保有税の課税の合理化を図る等の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月二十八日当委員会に付託され、三月一日加藤自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、熱心に審査を行いました。

昨二十三日、本案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党の三党共同提案により、政府原案のうち特別土地保有税の改正部分を全部削除しようとする修正案が、また日本共産党・革新共同提案により、個人住民税の基礎控除等の額を引き上げるとともに、政府原案のうち特別土地保有税及び都市計画税の改正部分を全部削除しようとする修正案が、また新自由クラブ提案により、昭和五十四年度を目標として、国税の地方団体への移譲等、国と地方団体との間の税源の再配分を実施すべきものとする修正案が提出され、それぞれ佐藤敬治君、三谷秀治君及び川合武君から、各修正案についての趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、各修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、また政府原案も賛成少数をもって否決されました。よって、本案は否決すべきものと決

しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百三十五

可とする者(白票)

二百三十四

〔拍手〕

否とする者(青票)

二百一

〔拍手〕

○議長(保利茂君) 右の結果、地方税法の一部を改

正する法律案は原案のとおり可決いたしました。(拍手)

地方税法の一部を改正する法律案を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 文男君	逢沢 英雄君
愛知 和男君	愛野興一郎君
青木 正久君	天野 光晴君
荒松清十郎君	有馬 元治君
井出一太郎君	井上 裕君
伊東 正義君	伊藤宗一郎君
池田 行彦君	石井 一君
石川 要三君	石田 博英君
石橋 一弥君	石原慎太郎君
稲垣 実男君	稲葉 修君
稻村佐近四郎君	稲村 利幸君
今井 勇君	宇野 亨君
上村千一郎君	内海 英男君
江崎 真澄君	江藤 隆美君
小此木彦三郎君	小沢 一郎君
小沢 辰男君	小沢 恵三君
越智 通雄君	大石 千八君
大塚 雄司君	大坪健一郎君
大西 正男君	大野 明君
大平 正芳君	大村 襄治君
奥田 敬和君	奥野 誠亮君
加藤 紘一君	加藤 六月君

鹿野 道彦君	海部 俊樹君
粕谷 茂君	片岡 清一君
金子 一平君	金丸 信君
亀岡 高夫君	鴨田 宗一君
唐沢俊二郎君	川田 正則君
瓦 力君	木野 晴夫君
木村武千代君	岸 信介君
北川 石松君	久野 忠治君
久保田円次君	熊谷 義雄君
倉成 正君	藏内 修治君
栗原 祐幸君	小泉純一郎君
小坂善太郎君	小坂徳三郎君
小島 静馬君	小宮山重四郎君
後藤田正晴君	河本 敏夫君
高村 坂彦君	國場 幸昌君
近藤 鉄雄君	左藤 恵君
佐藤 隆君	佐藤 文生君
佐藤 守良君	佐野 嘉吉君
齊藤滋与史君	齋藤 邦吉君
坂田 道太君	坂本三十三君
櫻内 義雄君	志賀 節君
始関 伊平君	塩川正十郎君
塩崎 潤君	塩谷 一夫君
篠田 弘作君	塩谷 直藏君
島村 宜伸君	正示啓次郎君
白濱 仁吉君	菅波 茂君
鈴木 善幸君	砂田 重民君
住 栄作君	瀬戸山三男君

関谷 勝嗣君	園田 直君	橋口 隆君	橋本龍太郎君	森田 欽二君	森山 欽司君	栗林 三郎君	小林 進君
染谷 誠君	田澤 吉郎君	長谷川 峻君	服部 安司君	保岡 興治君	山ロシツエ君	後藤 茂君	上坂 昇君
田中伊三次君	田中 龍夫君	浜田 幸一君	濱野 清吾君	山崎 拓君	山崎武三郎君	佐藤 観樹君	佐藤 敬治君
田中 正巳君	田中 六助君	早川 崇君	林 大幹君	山崎平八郎君	山下 元利君	佐野 進君	齊藤 正男君
田村 元君	高鳥 修君	林 義郎君	原 健三郎君	山下 徳夫君	山田 久就君	坂本 恭一君	沢田 広君
竹内 黎一君	竹下 登君	原田 憲君	原田昇左右君	山中 貞則君	湯川 宏君	柴田 健治君	沢沢 利久君
竹中 修一君	谷 洋一君	平泉 涉君	廣瀬 正雄君	与謝野 馨君	綿貫 民輔君	島田 琢郎君	島本 虎三君
谷川 寛三君	玉生 孝久君	福島 譲二君	福田 越夫君	渡部 恒三君	渡辺 栄一君	嶋崎 譲君	清水 勇君
玉沢徳一郎君	地崎宇三郎君	福田 篤泰君	福田 一君	渡辺 紘三君	渡辺 秀央君	新盛 辰雄君	鈴木 強君
津島 雄二君	塚田 徹君	福永 一臣君	福永 健司君	渡辺美智雄君	橋本登美三郎君	田口 一男君	田邊 誠君
塚田 俊平君	辻 英雄君	藤井 勝志君	藤尾 正行君	安島 友義君	安宅 常彦君	多賀谷眞稔君	高沢 寅男君
戸井田三郎君	戸沢 政方君	藤波 孝生君	藤本 孝雄君	阿部未喜男君	井上 泉君	高田 富之君	武部 文君
渡海元三郎君	登坂重次郎君	船田 中君	古井 喜實君	井上 一成君	井上 普方君	只松 祐治君	橋 兼次郎君
友納 武人君	中尾 栄一君	古屋 亨君	坊 秀男君	伊賀 定盛君	伊藤 茂君	千葉千代世君	塚田 庄平君
中川 一郎君	中島源太郎君	細田 吉藏君	堀内 光雄君	池端 清一君	石野 久男君	土井たか子君	中西 續介君
中島 衛君	中曾根康弘君	堀之内久男君	堀内 光雄君	石橋 清一君	板川 正吾君	中村 茂君	中村 重光君
中西 啓介君	中野 四郎君	前田治一郎君	増岡 博之君	石橋 政嗣君	岩垂寿喜男君	成田 知巳君	西宮 弘君
中村喜四郎君	中村 弘海君	増田甲子七君	松永 光君	稲葉 誠一君	上原 康助君	野口 幸一君	野坂 浩賢君
中村 直君	中村 靖君	松野 幸泰君	松野 頼三君	上田 卓三君	小川 康助君	芳賀 貢君	馬場猪太郎君
中山 利生君	中山 正暉君	三池 信君	三木 武夫君	小川 省吾君	小川 仁一君	長谷川正三君	原 茂君
永田 亮一君	灘尾 弘吉君	三原 朝雄君	三塚 博君	大島 弘君	岡田 哲児君	平林 剛君	広瀬 秀吉君
楠橋 進君	二階堂 進君	箕輪 登君	宮崎 茂一君	加藤 清二君	加藤 万吉君	福岡 義登君	藤田 高敏君
丹羽 久章君	西田 司君	富澤 喜一君	武藤 嘉文君	加藤 清二君	金子 みつ君	古川 喜一君	細谷 治嘉君
西村 英一君	西銘 順治君	向山 一人君	村上 勇君	角屋堅次郎君	川崎 寛治君	松沢 俊昭君	松本 七郎君
野田 卯一君	野田 毅君	村上 茂利君	村田敬次郎君	川口 大助君	川崎 寛治君	美濃 政市君	水田 稔君
野中 英二君	野呂 恭一君	村山 達雄君	毛利 松平君	川俣健二郎君	川本 敏美君	武藤 山治君	村山 喜一君
羽田 孜君	羽田野忠文君	森 清君	森 美秀君	木島喜兵衛君	木原 実君	村山 富市君	森井 忠良君
羽生田 進君	葉梨 信行君	森 喜朗君	森下 元晴君	久保 三郎君	久保 等君	八百板 正君	矢山 有作君

否とする議員の氏名

昭和五十三年三月二十四日 衆議院會議録第十五号

地方税法の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 五〇八

山口 鶴男君	山田 耻目君
山花 貞夫君	山本 政弘君
湯山 勇君	横路 孝弘君
横山 利秋君	米田 東吾君
渡部 行雄君	渡辺 三郎君
渡辺 芳男君	浅井 美幸君
新井 彬之君	有島 重武君
飯田 忠雄君	池田 克也君
石田幸四郎君	市川 雄一君
小川新一郎君	大久保直彦君
大野 潔君	大橋 敏雄君
近江巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	長田 武十君
鍛冶 清君	貝沼 次郎君
北側 義一君	草川 昭三君
草野 威君	古寺 宏君
権藤 恒夫君	斎藤 実君
坂井 弘一君	坂口 力君
鈴切 康雄君	瀬野栄次郎君
田中 昭二君	竹入 義勝君
竹内 勝彦君	武田 一夫君
谷口 是巨君	玉城 栄一君
鳥居 一雄君	中川 嘉美君
野村 光雄君	長谷雄幸久君
林 孝矩君	春田 重昭君
平石磨作太郎君	広沢 直樹君
伏木 和雄君	伏屋 修治君
二見 伸明君	古川 雅司君

正木 良明君	松本 忠助君
宮井 泰良君	宮地 正介君
矢野 絢也君	越中 義彦君
山田 太郎君	吉浦 忠治君
和田 一郎君	渡部 一郎君
青山 丘君	稻富 稔人君
大内 啓佑君	河村 勝君
神田 厚君	竹本 孫一君
玉置 一徳君	中野 寛成君
永末 英一君	西田 八郎君
西村 章三君	宮田 早苗君
吉田 之久君	和田 耕作君
渡辺 武三君	安藤 巖君
荒木 宏君	工藤 晃君
小林 政子君	柴田 睦夫君
瀬崎 博義君	田中美智子君
津川 武一君	不破 哲三君
正森 成二君	松本 善明君
三谷 秀治君	安田 純治君
山原健二郎君	甘利 正君
伊藤 公介君	大成 正雄君
大原 一三君	川合 武君
菊池福治郎君	工藤 晃君
小林 正巳君	河野 洋平君
田川 誠一君	中馬 弘毅君
中川 秀直君	永原 稔君
西岡 武夫君	依田 実君

麻生 良方君

日程第八 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第八、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長関伊平君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔始関伊平君登壇〕

○始関伊平君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、近年アフリカ地域においてフランスから独立したコモロ共和国及びジブチ共和国に日本国大使館を、カンザシティーに日本国総領事館をそれぞれ設置するとともに、これら

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとあります。

本案は、一月二十八日本委員会に付託され、二月九日園田外務大臣より提案理由の説明を聴取、二月二十八日より質疑に入り、慎重に審査を行いました。その詳細につきましては会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、三月二十三日質疑を終了し、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、わが国の外交基盤強化のため、効率的な人事運用、在外職員勤務条件等の改善、在外公館等施設の整備、査察の強化、総合的な海外子女教育対策の推進等、七項目にわたる附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

五〇九

五一〇

内閣委員									
辞任		宇野 亨君		補欠		渡辺 紘三君		松野 幸泰君	
小島 静馬君		井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島 静馬君		宇野 亨君		松野 幸泰君	
松野 幸泰君		渡辺 紘三君		宇野 亨君		松野 幸泰君		渡辺 紘三君	
井出一太郎君		関谷 勝嗣君		小島					

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

(案約受領)

一、去る十七日、参議院から受領した案約は次のとおりである。

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る十七日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案

(案約付託)

一、去る十七日、委員会に付託された案約は次のとおりである。

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件(案約第三号)(参議院送付)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出第三〇号)

大蔵委員会 付託

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

社会労働委員会 付託

国有林野事業再建整備特別措置法案(芳賀貢君外十二名提出、衆法第二号)

国有林野事業改善特別措置法案(内閣提出第一九号)

以上二件 農林水産委員会 付託

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案(内閣提出第六四号)

商工委員会 付託

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二号)

災害対策特別委員会 付託

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

以上二件 大蔵委員会 付託

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案(小柳勇君提出、参法第三号)(予)

石炭対策特別委員会 付託

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

文教委員会 付託

社会労働委員会 付託

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国有林野事業再建整備特別措置法案(芳賀貢君外十二名提出)

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

地方鉄道の運転委託契約の実態等に関する質問主意書(荒木宏君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新東京国際空港公園の海岸法違反行為の疑義に関する再質問主意書(木原実君提出)

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員川口大助君提出押野電気労使紛争に関する質問に対する答弁書

徴収に関する質問に対する答弁書

押野電気労使紛争に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年二月二十八日

提出者 川口 大助

衆議院議長 保利 茂殿

押野電気労使紛争に関する質問主意書

東京都品川区南品川二丁目五番二号株式会社押野電気製作所(以下会社という。)の秋田工場での

労使紛争に關し、次の事項について質問する。

一 会社と総評全国金属労働組合秋田地方本部押野電気支部(以下支部という。)との労使紛争についてその経過と現状を明らかにされたい。

二 支部並びに総評全国金属労働組合秋田地方本部(以下秋田地本という。)などから、法務省人権擁護局、秋田地方労働委員会、秋田労働基準監督署などに不当労働行為、労働基準法違反、人権侵害などで申立、申告などが行われたといわれているが、その内容、進行状況について明らかにされたい。

三 秋田県警察本部は、この労使紛争について秋田地方労働委員会と和解が進められ、その第三回目が昭和五十三年二月二十五日に行われようとしている前日すなわち同月二十四日、秋田地本太田信雄書記長、阿部信男執行委員を逮捕し、勾留したといわれているが、いかなる根拠で逮捕したのか明らかにされたい。

昭和五十三年三月二十四日 衆議院會議録第十五号 朗読を省略した議長長の報告

四 本件逮捕について会社側は、全国金属労働組合に対して、会社としては告訴してはいないし、また和解が進み、折角まとりかけているときに、このような逮捕は大変迷惑であるといつてきていると聞いているが、これが事実とすれば、明らかに労働運動に対する不当な弾圧といわねばならないが、警察当局、労働省の見解を明らかにされたい。

五 同月二十五日の秋田地方労働委員会の和解で、団体交渉拒否の不当労働行為について和解が成立したといわれているが、警察は右二人を依然釈放せず、さらに十二名に及ぶ任意出頭をかけたため、地本、支部は態度を硬化して、追加の不当労働行為、労働基準法違反などを申立てたといわれているが、その真相を明らかにされたい。

六 本件紛争は、中小企業の労使紛争で、これに警察当局が介入することは、折角解決の方向へ進んでいる紛争を拡大する危険性をほらみ、中小企業そのものの経営にも大きな影響を与えると思われる。これに対して、労働省、法務省、警察庁はどのような解決をするのか見解を明らかにされたい。

昭和五十三年三月十七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員川口大助君提出押野電気労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員川口大助君提出押野電気労使紛争に関する質問に対する答弁書

一及び二について

(1) 株式会社押野電気製作所(以下「押野電気」という。)においては、昭和五十二年十一月二十七日に総評全国金属労働組合秋田地方本部押野電気製作所支部(以下「支部」という。)が結成され、その後、支部と会社との間において数回にわたり団体交渉が行われ、年末一時金など大方の事項については労使間で合意が成立したが、団体交渉への総評全国金属労働組合秋田地方本部(以下「地本」という。)からの出席者の人数等について労使の意見が対立し、これに関連して、昭和五十三年一月十八日、地本から秋田県地方労働委員会(以下「秋田地労委」という。)に対して団体交渉拒否の不当労働行為の救済申立てが行われた。その後、右申立てについては、同年二月二十五日、秋田地労委において和解が成立し、同日、取り下げられた。

また、同年二月二十五日、支部等から秋田地労委に対して、会社側が組合員に対し支部等からの脱退を強要するなどしたことは労働組合に対する支配介入であるとして不当労働行為の救済申立てが行われ、現在、同地労委

において審問前の手続が進められている。

不当労働行為事件については、以上のとおりであると聞いている。

(2) 秋田地方法務局に対しては、昭和五十三年二月二十八日、支部から会社が従業員の健康を保護すべき設備を設けていないのは人権侵犯であるとして申告が行われ、現在、同地方法務局において調査中である。

(3) 秋田労働基準監督署に対しては、昭和五十三年二月二十八日、支部から押野電気秋田工場において労働基準法第三十九条等に違反する事実があるとして申告が行われ、現在、同労働基準監督署において調査中である。

三について

秋田県警察は、昭和五十三年一月三十日、秋田市川尻町字大川反百七十番地の六所在の押野電気秋田工場内で発生した集団暴力事件につき、同年二月二十四日、両名をそれぞれ暴力行為等処罰ニ関スル法律違反容疑、逮捕罪及び暴力行為等処罰ニ関スル法律違反容疑で逮捕したと聞いている。

四について

本件逮捕は、三について述べたとおり、集団暴力事件について行われたものであつて、秋田県警察は、この事件を認知した後、被害者等から事情聴取して慎重に捜査を進めた結果、被疑者を逮捕したものであると聞いている。政府は、労働運動に関し不介入の方針であることは

いうまでもないが、労働運動に伴うものであると否とを問わず、違法行為が行われた場合には、法の定めるところに従つて必要な取締りを行うことは警察の責務であり、これが労働運動に対する不当な弾圧になるとは考えていない。

五について

秋田県警察は、昭和五十三年二月二十五日、逮捕した被疑者両名を秋田地方検察庁に送致したが、同検察庁は、同月二十六日、秋田地方裁判所に対し勾留請求を行い、同日、勾留状の発付を得て右両名を勾留したと聞いており、また、秋田県警察は、現在なお捜査を継続中であると聞いている。

なお、不当労働行為救済申立てなどの状況については、一及び二について述べたとおりである。

おつて、同年三月十二日、右両名は釈放されたと聞いている。

六について

不当労働行為救済申立て、人権侵犯の申告等については既に述べたとおりであるが、政府としては、労使間の諸問題については労使が話し合いによつて平和裡に円満な解決を図つていくことを強く期待しており、押野電気の労使紛争についても、このような見地から労使関係者に対して必要に応じ助言等を行うことにより、円満な解決が図られるよう努めてまいりたい。

右答弁する。

入院料(室料)の差額徴収に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年三月八日

提出者 井上 一成

衆議院議長 保利 茂殿

入院料(室料)の差額徴収に関する質問主意書

保険医療機関における入院料(室料)の差額徴収に関する対策は緊急を要すると考える。

中医協一号側委員(代表大隅正浩)からの「三人以上の大部屋の部屋代の差額は患者に負担させないようすること。もし、差額徴収するような場合は保険医療機関の指定を取り消すこと」との要望(昭和五十二年十二月二十六日付)に対して、厚生省は、八木哲夫保険局長名で「患者が希望する場合を除き、差額徴収をなくすための客観的条件の整備を図る。さし当り三人室以上の差額徴収が行われることのないよう措置する」との回答を行い(昭和五十三年一月九日付)、引き続き、都道府県知事あてに「差額徴収することが出来ない三人室以上の病室について、差額徴収が行われている保険医療機関については速やかに改善させる等の措置を講ずるとともに、今後差額徴収が行われることのないよう指導に万全を期すこと」、「患者が希望しないにもかかわらず差額徴収を行い、又は、患者に差額病床の利用をみだりに慫慂し、若し

くは差額病床割合が著しく高い等、差額負担なしでは入院出来ない保険医療機関については、患者の受診の機会が妨げられる恐れがあり、保険医療機関の性格から当を得ないものと認められるので、保険医療機関の指定又は、更新による再指定にあつては、十分改善がなされたうえで、これを行う等の措置も考慮すること」の旨の文書を出している(昭和五十三年一月二十八日、保発第九号)。こうした経過を踏まえ、次の事項について質問する。

一 政府は、三人室以上の差額徴収が行われることのないよう、いかなる措置を講じたのか。
二 三人以上の大部屋の部屋代の差額を患者に負担させている保険医療機関に対しては、指定を取り消すのか、どうか。
右質問する。

昭和五十三年三月十七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員井上一成君提出入院料(室料)の差額徴収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井上一成君提出入院料(室料)の差額徴収に関する質問に対する答弁書の
一について
入院時のいわゆる室料差額の問題について

は、昭和四十九年以降、差額徴収はそれにふさわしい設備を有する個室又は二人室の特別室に限るよう指導してきたところである。

また、本年二月の診療報酬改定に当たつては、室料差額の問題が保険医療機関の経営の問題に関連していることにかんがみ、特定集中治療室管理加算を新設するとともに、入院料関係の診療報酬点数の引上げに特段の配慮を払い、この問題解決のための条件整備を図つたところである。

この診療報酬改定を踏まえ、あらためて前記方針の周知と指導の徹底を図るよう都道府県に対して要請し、全国担当官会議において同様の指示を行うとともに、関係団体に対しても改善方について強く要請している。更に、都道府県に対してはこの問題について厳正な態度で対応するよう本年三月一日付けをもつて重ねて要請したところである。

二について

一について述べた指導の基準に反する室料差額の徴収が行われる場合には、これによつて患者の受診の機会が妨げられるおそれがあり、保険医療機関としての性格から当を得ないものと考えられるので、そのような保険医療機関に対しては、十分指導を行うこととしている。
また、保険医療機関の指定又は更新による再指定に当たつては、三人以上を収容する病室における室料差額の解消を含め、室料差額につき

改善がなされた医療機関を指定するよう都道府県を指導しているところである。
右答弁する。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十三年二月十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十二年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附則

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

理由

児童又は生徒が急増している地域にある公立の小学校又は中学校の施設の整備を促進するため、昭和五十三年度から昭和五十七年度まで、引き続き、これらの学校の校舎の新築又は増築に要する

昭和五十三年三月二十四日 衆議院會議録第十五号

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案及び同報告書 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

五一四

経費に係る国の負担割合を引き上げる措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 児童生徒急増市町村が設置する小・中学校の校舎の新・増築費に係る国の負担割合を引き上げる措置を昭和五十七年度まで継続すること。

2 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

児童生徒急増地域にある公立小・中学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の校舎の新・増築費に係る国の負担割合の特例措置の期限を延長することは、時宜に適するものであると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年度一般会計予算に、三百二十六億千万円が計上されている。

昭和五十三年三月二十二日

文教委員長 菅波 茂

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

義務教育諸学校施設の重要性と地方財政の実情にかんがみ、政府は次の事項について特段の努力をすべきである。

一 児童生徒急増市町村の公立小・中学校の屋内運動場及び用地の整備費に対する助成措置の改善に努めること。

二 公立義務教育諸学校の危険建物の改築費に係る本法の負担割合を速やかに引き上げること。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年二月六日

内閣総理大臣 福田 赳夫

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。)を緊急かつ計画的に整備することにより、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資し、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 第一項中「昭和四十八年度」を「昭和五十三年度」に改める。

第三条 第一項中「昭和四十八年度」を「昭和五十三年度」に、「こえる」を「超える」に、「及び第三号に掲げる額の合算額」を「に掲げる額」に改め、同項第三号を削る。

第四条中「昭和四十八年度」を「昭和五十三年度」に改め、「道路の修繕に関する法律」の下に「(昭和二十三年法律第二百八十二号)を加え、特別の定を「特別の定め」に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第二条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十三年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から

施行する。

(昭和五十三年度における道路整備費の財源の特例)

2 昭和五十三年度における第一条の規定による改正後の道路整備緊急措置法第三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる額の合算額」とあるのは、「第一号に掲げる額」とする。

(道路整備特別会計法の一部改正)

3 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(昭和五十二年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十三年度以後の年度に繰り越したのものにより行つた道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものと

する。

理 由

道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、新たに昭和五十三年度を初年度とする道路整備五箇年計画を定める等道路の整備に關し必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十九年において第一次道路整備五箇年計画が策定されて以来、あいつぐ道路投資規模の拡大により道路整備事業が実施されてきたにもかかわらず、我が国の道路水準は、いままゝ、欧米諸国に比較して著しく立ち遅れた状態にあるため、本年度末における第七次道路整備五箇年計画の終了にともない、新たに昭和五十三年度を初年度とする第八次道路整備五箇年計画を策定することとし、このため、道路整備緊急措置法の一部を改正するとともに、併せて奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正して、その有効期限を延長しようとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 道路整備緊急措置法の一部改正

1 この法律の目的を改め、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資し、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与するものとする。

2 建設大臣は、昭和五十三年度を初年度とする道路整備五箇年計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならないものとする。

(二) 奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正

奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和五十八年三月三十一日まで延長するものとする。

(三) その他

1 昭和五十三年度における道路整備緊急措置法第三条の規定の適用について特例を設けるほか、関係規定の整備を行うものとする。

2 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、(二)の規定は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、我が国における道路整備水準の向上と道路事業の多様化に対処するため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、別紙のとおり附帯決議

を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年道路整備特別会計中、一兆六千五百八十六億千五百円が計上されている。右報告する。

昭和五十三年三月二十二日

建設委員長 伏木 和雄

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

記

一 第八次道路整備五箇年計画の策定に当たっては、地方公共団体の長の意見を十分に参酌すること。

二 国民の日常生活に密接な関係のある地方道、特に市町村道の整備を促進するため、国の補助対象の範囲を拡大して、地方公共団体の財政負担の軽減を図るよう配慮すること。

三 道路整備事業の推進に当たっては、環境に及ぼす影響について十分調査検討を行い、整備事業の円滑化と環境保全に特に配慮するとともに、路線の確定、構造、設備(施設)についても、当該地域の住民の意思を尊重すること。

四 道路整備に当たっては、沿道の環境整備と周辺地域の生活環境の向上を図るため、植樹帯、緩衝緑地、遮音壁、自転車道、歩道等の整備促進に努めること。

また、鉄道駅前等においては自転車置場の整備を図るとともに、財政措置を含め、特別の配慮を行うこと。

五 道路の防災対策及び交通事故防止と道路交通の安全性向上を図るため、道路構造の改善、交通安全施設の整備、道路管理体制の強化等について特に配慮するとともに、昭和五十一年度総点検で明らかとなつた危険箇所については、早急に解消するよう努めること。

六 大規模な地震等に備え、都市の街路をはじめ、避難に要する道路、広場の確保と整備に努めるとともに、老朽化等により道路の構造基準に適合しなくなつた橋梁等の構造物については、緊急に補修、改良工事を施工し、防災及び交通の安全の確保を図ること。

七 長期的展望のもと総合的な交通体系の確立を促進し、効率的かつ機能的な交通網の整備に努めること。

右決議する。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十三年一月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

公害健康被害補償法の一部を改正する法律
公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条の二(見出しを含む)中「昭和五十二年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てられるため、昭和五十三年度及び昭和五十四年度においては、政府は、引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に対して交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律

案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和五十三年度及び昭和五十四年度においては、第一種地域に係る大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てられるため、各年度ごとに、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に

係る分として当該年度において必要であると見込まれる金額に相当する自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を、政府が、公害健康被害補償協会に交付することを内容とするものである。

二 議案の可決理由

昭和五十三年度及び昭和五十四年度において、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付等に要する費用の一部に充てられるための本案の措置は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同東中光雄君より修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年度一般会計予算(総理府所管)に百三十二億八千九百万円が計上されている。右報告する。

昭和五十三年三月二十二日

公害対策並びに環境保全特別委員長 久保 等

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつて、次の諸点につ

き適切な措置を講ずべきである。

一 昭和五十五年以降における費用徴収方法については、汚染の原因者負担の原則にのつとるとともに、発生源の公害防除の努力が十分反映されることを重点においた方策の確立に努めること。

二 第一種地域における費用負担と補償給付等の地域別取支について、著しい不均衡を生じている地域があるので、費用負担が公平に行われるよう汚染負荷量賦課金の賦課率を決定すること。

三 幹線道路周辺における大気汚染状況を改善するため、バス・トラック等の排出ガス規制をさらに一層強化するよう努めるとともに、自動車交通に関する総合的な対策の推進を図ること。

四 工場等固定発生源から排出される窒素酸化物の規制については、排出基準を一層強化するとともに、脱硝技術の開発の促進等により、総量規制方式の早期確立を図ること。

五 最近における都市型複合汚染に対処するため、窒素酸化物等についても、健康被害との因果関係を究明し、その結果に基づいて地域指定の見直しを行うこと。

六 著しい大気汚染の影響による疾病については、現に指定されたもののほか、目、鼻、咽喉等の被害及びその因果関係についても調査を実施し、その結果に基づき、指定疾病に加えること。

七 補償給付の改善を行うとともに、転地療養事業等の公害保健福祉事業の充実、強化を図ること。

八 本制度の対象となつていない騒音、振動等による健康被害及び財産被害についても、その実態の把握に努め、被害者の補償措置を早急に確立するよう検討すること。

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十三年二月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

森林組合合併助成法の一部を改正する法律
森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合の合併を引き続き促進して森林所有者の協同組織の健全な発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由で

ある。

森林組合合併助成法の一部を改正する法律 案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における森林及び林業をめぐり諸情勢の変化にかんがみ、森林組合の合併を引き続き促進して森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、合併しようとする森林組合が、合併及び事業経営計画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができる期限を、五年間延長して昭和五十八年三月三十一日までとしようとするものである。

二 議案の可決理由

森林及び林業をめぐり諸情勢の変化に対処し、森林組合の事業経営基盤を一層強化する必要にかんがみ、地域の実情に応じた森林組合の合併を引き続き促進しようとする本案の趣旨を妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年三月二十二日

農林水産委員長 中尾 栄一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、森林組合が地域の森林及び林業の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、合併等によりその機能の一層の充実を図るため、左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一 森林組合の数及びそれぞれの組合の実態を的確に把握し、地域の実情に即応して、適正規模を目指した合併が早急かつ円滑に行われるよう都道府県等関係機関に対する指導の徹底を期すこと。

二 本法による税制上の助成措置と相まって、合併の適正かつ円滑な推進を誘導し、援助するため、合併後の組合が必要とする施設等の統合整備等について、助成措置の強化に努めること。右決議する。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

昭和五十三年三月十七日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「百五十万円」を「二百万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十三年一月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

(参議院提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、市町村が条例によつて災害により死亡した者の遺族に支給する災害弔慰金の増額を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 災害弔慰金の引上げ

現行の災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり百五十万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内であるが、この百五十万円を二百万円に引き上げるものとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年一月十四日以後に生じた災害に関して適用すること。

二 議案の可決理由

災害弔慰金の増額措置を講じようとする本案の趣旨は、時宜に適するものであると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約千八百万円の見込みである。

右報告する。

昭和五十三年三月二十三日

災害対策特別委員長 川崎 寛治

衆議院議長 保利 茂殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十三年二月十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

昭和五十三年三月二十四日 衆議院會議録第十五号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、〇五二、四〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	一、九三三、〇〇〇円
第二項症	二、四〇〇、〇〇〇円
第三項症	一、九二九、〇〇〇円
第四項症	一、四八一、〇〇〇円
第五項症	一、一五一、〇〇〇円
第六項症	八九九、〇〇〇円
第一款症	八四二、〇〇〇円
第二款症	七六五、〇〇〇円
第三款症	五九七、〇〇〇円
第四款症	四六三、〇〇〇円
第五款症	四〇七、〇〇〇円

第八条第二項中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万四千円」に、「五万二千八百円」を「五万五千二百円」に、「八万四千円」を「八万七千六百円」に改め、同条第三項中「八万四千円」を「九万六千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	三、一二〇、〇〇〇円
第二款症	二、五八八、〇〇〇円
第三款症	二、二二〇、〇〇〇円
第四款症	一、八二四、〇〇〇円
第五款症	一、四六三、〇〇〇円

第二十六条第一項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「七十三万円」を「七十七万円」に、「七十三万二千円」を「七十八万二千円」に、「七十五万六千円」を「八十万六千円」に改める。

第二十七条第一項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「一万九千八百円」を「二万七千四百円」に、「七十三万円」を「七十七万円」に、「五十四万六千円」を「五十八万三千五百円」に、「七十三万二千円」を「七十八万二千円」に、「五十五万八千円」を「五十九万五千五百円」に、「七十五万六千円」を「八十万六千円」に、「五十八万二千円」を「六十一万九千五百円」に改め、同条第三項の表中「二二〇、〇〇〇円」を「二二八、六〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「九六、五〇〇円」に改める。

第三十二条第三項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「一万九千八百円」を「二万七千六百円」に改める。

百円」に改める。

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「基いて」を「基いて」に改め、「隊員」の下に「昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。」を加える。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、〇九四、四〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	二、九九二、〇〇〇円
第二項症	二、四六〇、〇〇〇円
第三項症	一、九八九、〇〇〇円
第四項症	一、五三一、〇〇〇円
第五項症	一、二〇一、〇〇〇円
第六項症	九四九、〇〇〇円
第一款症	八八二、〇〇〇円
第二款症	八〇五、〇〇〇円
第三款症	六二七、〇〇〇円
第四款症	四九三、〇〇〇円
第五款症	四三七、〇〇〇円

第八条第六項中「十二万円」を「十五万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	三、一八三、〇〇〇円
第二款症	二、六四一、〇〇〇円
第三款症	二、二六五、〇〇〇円
第四款症	一、八六一、〇〇〇円
第五款症	一、四九三、〇〇〇円

第二十六条第一項中「七十七万円」を「八十五万二千円」に改め、「一人あるときは七十八万二千円」を削り、「八十万六千円」を「八十七万六千円」に改める。

第二十七条第一項中「七十七万円」を「八十五万二千円」に、「五十八万三千五百円」を「六十五万四千円」に改め、「七十八万二千円」とあるのは「五十九万五千五百円」とを削り、「八十万六千円」を「八十七万六千円」に、「六十一万九千五百円」を「六十七万五千円」に改め、同条第三項の表中「二二八、六〇〇円」を「二三五、〇〇〇円」に、「九六、五〇〇円」を「一〇一、三〇〇円」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

2 前項本文に規定する期月のうち、政令で定める期月に支給すべき障害年金等は、これらを受ける権利を有する者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支給する。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第三条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「五万八千円」を「六万二千四百六十円」に、「六万二千四百六十円」を「六万四千四百六十円」に、「六万四千四百六十円」を「六万六千七百六十円」に改める。

第四条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条中「六万二千四百六十円」を「六万七千円」に、「六万四千四百六十円」を「六万九千三百円」に、「六万六千七百六十円」を「七万六千六百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「八万四千円」を「九万六千円」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第六条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のよう改正する。

第二条第二項第九号中「隊員」の下に「(昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。)」を加える。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

6 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において同項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「十万円とし」を「十万円」に改め、「三十万円」の下に「、同条第六項の特別給付金にあつては六十万円」を加える。

附則第二項中「同条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

附則に次の一項を加える。

(国債の償還金の支払の特例)

25 第五条第一項に規定する国債の償還金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができ

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「一万九千八百円」を「二万七千六百円」に改める。

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条、第七条及び第八条の規定 昭和五十三年四月一日

二 第二条の規定(次号及び第四号に規定する改正規定を除く。及び第四条の規定 昭和五十三年六月一日

三 第二条中戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項の改正規定並びに第六条及び次項の規定 昭和五十三年十月一日

四 第二条中遺族援護法第四十三条に一項を加える改正規定 昭和五十三年十一月一日

2 第二条の規定による遺族援護法第二条第三項第四号の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、第二条の規定による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第六項及び第七項第十三條第一項第二号第二十三條第二項第三号第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和五十三年十月一日
第七條第八項第十三條第一項第五号	昭和四十八年十月一日	昭和五十三年十月一日
第十一條第三号第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和五十三年九月三十日
第十一條第三号	昭和四十八年九月三十日	昭和五十三年九月三十日
第十三條第一項第二号第三十條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和五十三年十月一日
第十三條第一項第五号	昭和四十八年十月一日	昭和五十三年十月一日
同月一日	昭和五十三年十月一日	昭和五十三年十月一日

昭和五十三年三月二十四日 衆議院會議録第十五号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五二〇

第二十五條第三項	昭和三十三年四月一日	昭和五十三年十月二日
第三十條第三項	同年四月一日	昭和五十三年十月一日
第三十六條第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十三年九月三十日
第三十八條第二号	昭和二十七年四月一日	昭和五十三年十月一日
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和二十七年四月二日	昭和五十三年十月二日
第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和五十三年十月二日
第三十六條第一項第二号	昭和二十七年四月二日	昭和五十三年十月二日
第三十六條第二項	昭和二十七年四月二日	昭和五十三年十月二日
第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和五十三年十月二日

理由
戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、準軍属の範囲を拡大し、戦没者の父母等に更に特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給に準じて引き上げるとともに、準軍属の範囲を拡大し、あわせて戦没者の父母等に対し更に特別給付金の支給等を行うとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
1 障害年金、遺族年金等の額の引上げ
(1) 障害年金
ア 障害年金の額を、障害の程度に応じて引き上げ、第一項症の場合現行の二百七十三万六千円を昭和五十三年四月分から二百九十三万二千円、同年六月

分から二百九十三万二千円、同年六月

分から二百九十三万二千円に引き上げること等とする。

イ 扶養親族加給額を、昭和五十三年四月分から配偶者の場合は、現行の八万四千円を九万六千円に、その他二人までの一人につき現行の二万六千四百円を二万七千六百円に引き上げること等とする。

ウ 特別加給額を、昭和五十三年六月分から現行の十二万円を十五万円に引き上げること。

(2) 遺族年金及び遺族給与金

ア 先順位者の額(ウ及びエを除く。)

現行の七十二万円を昭和五十三年四月分から七十七万円(被扶養者一人のとき現行の七十三万二千円を七十八万二千円、被扶養者二人以上のとき現行の七十五万六千円を八十万六千円)に、同年六月分から八十五万二千円(被扶養者二人以上のとき八十七万六千円)に引き上げること。

イ 後順位者の額

現行の二万六千四百円を昭和五十三年四月分から二万七千六百円に引き上げること。

年四月分から二万七千六百円に引き上げること。

ウ 平病死に係る額(先順位者)

現行の十二万円を昭和五十三年四月分から十二万八千六百円、同年六月分から十三万五千円に、また、現行の九万円を同年四月分から九万六千五百円、同年六月分から十萬三千三百円にそれぞれ引き上げること。

エ 特設年金及び特設給与金の額(先順位者)

現行の九万円を昭和五十三年四月分から九万六千五百円、同年六月分から十萬三千三百円に引き上げること。

2 昭和二十二年十一月三十日の閣議決定「満洲に対する青年移民送出に関する件」に基づいて実施された満洲青年移民が、軍事に

関し業務上かつた傷病により障害者となり、又はこれにより死亡した場合等において、その者又はその者の遺族に、障害年金、遺族給与金等を支給すること。

(二) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、現行の五万八千円を昭和五十三年四月分から六万二千六百円、同年六月分から六万七千円に引き上げること。

(三) 戦傷病者特別援護法の一部改正

昭和二十二年十一月三十日の閣議決定「満洲に対する青年移民送出に関する件」に基づいて実施された満洲青年移民のうち、軍事に

し業務上傷病にかかり現に第五款症以上の障害があるものに、戦傷病者手帳を交付し、療養の給付等を行うこと。

四 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

国債(継続分)の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、更に特別給付金(額面六十万円、五年償還の無利子の国債)を支給すること。

(四) その他所定の改正を行うこと。

(六) 施行期日

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行すること。

ただし、障害年金等の再度の増額等については同年六月一日から、(一)の2及び(三)については同年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、準軍属の範囲を拡大し、戦没者の父母等に対し更に特別給付金を支給する等の措置を講ずることとは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年度一般会計予算(厚生省所管)に百七億九千九百七十四万円が計上されている。なお、国債の償還分は昭和五十三年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に

弔慰金として総額百七十五万円、特別給付金として総額五十四億円が計上される見込みである。
右報告する。
昭和五十三年三月二十三日

社会労働委員長 木野 晴夫
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊、国民義勇戦隊の組織、活動状況及び旧義勇兵役法、国民義勇戦隊員に対する陸軍刑法等の適用に関する法律の実施状況を明確にし、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

一 公共防空に関する警防団の組織、創設の経緯及び活動状況について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。
一 満洲開拓青年義勇隊開拓団について更に当時の実状を明らかにするよう努めること。
一 戦地勤務に服した日赤従軍看護婦等の当時の実状にかんがみ、旧軍人、軍属に比し不利とならないよう必要な措置をとるよう検討すること。

一 国民の生活水準の向上等にみあつて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。
なお、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんが

み、一層の優遇措置を講ずるとともに手続等の簡素化を図ること。

一 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期するとともに、中国からの引揚者及び一時帰国者の生活状況を調査し、援護対策の充実に努めること。

一 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、戦傷病者相

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「五万円」を「五十万円」に改め、同項第四号中「附した」を「付した」に改める。
第五十二条第一項の表を次のように改める。

法 人 等 の 区 分			税 率
一 資本の金額又は出資金額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号まで及び第四項において同じ。)が五十億円を超える法人(次項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第四号までにおいて同じ。)	年額	二十万円	
	二 資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人	年額	十万円
	三 資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人	年額	二万円
	四 資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	年額	六千円
	五 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額	二千円

議員、戦没者遺族相談員の処遇の改善について検討すること。

地方税法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十三年二月十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

第五十二条第四項中「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、「掲げる日」の下に「(第二項第一号に掲げる法人が保険業法に規定する相互会社で次条第一項の法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものである」

る場合には、政令で定める日」を加える。
第七十二条の十四第一項ただし書中「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に、「以下第七十二条の十七第一項ただし書を「第七十二条の十七第一項ただし書」に改める。
第七十三条の二に次の二項を加える。

11 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業を含む。次項及び第七十三条の二十九において同じ。又は土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業、農用地開発公団が農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)により行う同法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。)の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地(以下本項及び第七十三条の二十九において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することとができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下本項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

12

土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地(以下本項において「保留地予定地」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地である土地について使用し、又は収益すること

昭和五十三年三月二十四日 衆議院會議録第十五号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

ができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときは、当該契約の効力が発生した日として政令で定める日において当該保留地予定地である土地の取得がされたものとみなし、当該保留地予定地である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

第七十三条の四第一項第二号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「(以下第三百四十八条第二項第十号において「社会福祉事業」という。)」及び「(以下第三百四十八条第二項第十号において「更生保護事業」という。)」を削り、同項第五号中の「外」を「のほか」に改め、同項第八号中の「行なう」を「行う」に改め、並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二 農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所の用に供する不動産並びにこれらの組合及び連合会が直接農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第九十八条の二(同法第百三十二条第一項において準用する場合を含む。の規定による損害の額の認定の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第九号中「若しくは同項第十二号」を「又は同項第四号若しくは第十二号」に、「土地又は同項第二号の宅地と併せて造成する土地若しくは」を「土地及び」に、「若しくは同項第二号」を「又は同項第二号」に、「若しくは地方公共団体」を「又は地方公共団体」に、「若しくは公共の用」を「又は公共の用」に改め、同項第九号の二中「宅地開発公団が、」を「宅地開発公団が」に改め、「含む。の下に」又は同項第二号に規定する

業務を加え、「若しくは第十一号」を「又は第十一号」に、「又は同項第一号の宅地と併せて造成する土地若しくは同項第二号の宅地と併せて造成する土地若しくは地方公共団体」を「又は地方公共団体」に、「若しくは公共の用」を「又は公共の用」に改め、同項第九号の三中「若しくは第三項第二号」を「又は第三項第二号若しくは第四号」に、「又は同項第二号の宅地と併せて取得し、若しくは造成する土地若しくは同項第一号の住宅の建設若しくは同項第二号の宅地の取得若しくは造成と併せて建設する二号の宅地の取得若しくは造成と併せて建設する家屋で国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの」を「並びに地方住宅供給公社が同項第二号の宅地の取得若しくは造成又は同項第一号の住宅の建設若しくは同項第二号の宅地の取得若しくは造成と併せて建設する業務として土地又は家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもの」を取得し、若しくは造成し、又は建設する場合における当該土地及び家屋」に改め、同項第十一号の二中「この国の協会が、」を「この国の協会が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十九 高圧ガス保安協会が高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第百四号)第五十九条の二十八第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の五第一項中「(昭和二十四年法律第百九十五号)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「(昭和四十九年法律第四十三号)」を削る。

第七十三条の六第三項中「(昭和二十九年法律第百十九号)」及び「(昭和五十年法律第六十七号)」を削る。

第七十三条の十四第六項及び第七十三条の二十七の二第一項中「若しくは土地開発公社」を「土地開発公社若しくは地域振興整備公団」に改める。

第七十三条の二十七の六第一項中「行なう」を「行う」に改め、「五年以内」の下に「(これらの土地

の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査が開始された場合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後一年を経過する日以後にこれらの土地の取得の日から五年を経過する日までの間)を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と、「当該取得の日から五年以内の期間」とあるのは、「当該取得の日から五年以内の期間(当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間)」と、同条第三項中「第一項」とあるのは

「次条第一項」と読み替えるものとする。
第七十三条の三十を削り、第七十三条の二十九を第七十三条の三十とし、第七十三条の二十八の次に次の一条を加える。
(仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等)

第七十三条の二十九 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地等の指定があつた場合における当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができるとなつた日前における当該仮換地等に対応する従前の土地の取得に係る第七十三条の二十四の規定の適用の特例その他本節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十四条の三第一項中「千五百円」を「二千元」に改める。
第三百二十二条第一項の表を次のように改める。

法人等の区分		税率
一 資本の金額又は出資金額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号まで及び第五項において同じ。)が五十億円を超える法人(第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第四号までにおいて同じ。)で市町村内に住所を有する事務所、事業所又は寮等の従業員(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第四号まで及び第五項において「従業員数の合計数」という。)が百人を超えるもの	年額	八十万円
二 資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業員数の合計数が百人を超えるもの	年額	四十万円
三 資本の金額又は出資金額が十億円を超える法人で従業員数の合計数が百人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業員数の合計数が百人を超えるもの	年額	八万円
四 資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人	年額	二万四千円

で従業者数の合計数が百人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が千円を超え一億円以下である法人

五 前各号に掲げる法人以外の法人等

年額 八千円

第三百二十二条第二項中「十三万四千円」を「百万円」に、「四万円」を「五十六万円」に改め、「第三号」の下に「に掲げる法人については十三万四千円を、同表の第四号に掲げる法人については四万円を、同表の第五号を加え、同条第五項中「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、「掲げる日」の下に「(第三項第一号に掲げる法人が保険業法に規定する相互会社で第三百二十一条の八第一項の法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書提出する義務があるものである場合には、当該相互会社の資本の金額又は出資金額については、政令で定める日)を加える。」

第三百四十三条第六項中「土地区画整理法による土地区画整理事業」の下に「(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による住宅街整備事業を含む。以下本項において同じ。)」を加え、「土地区画整理法第百条の二の規定によつて土地区画整理事業の施行者が、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定によつて、土地区画整理事業の施行者以外を「土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外」に改める。

第三百四十八条第二項第二号の五中「政令で定める市街地の区域の下に」又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域」を加え、同項第三号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第六号の二中「昭和二十六年法律第二百四号」を削り、同項第十号中「社会福祉事業、更生保護事業」を「社会福祉事業法による社会福祉事業、更生緊急保護法による更生保護事業」に改め、同項第十一号中「の外」を「のほか」に改め、同項第十一号の三中「行なう」を「行う」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第十一号の四中「且つ」を「かつ」に改め、同項第十八号の三中「この国の国協会が、」を「この国の国協会が」に改め、同項に次の一号を加える。

三十二 高圧ガス保安協会が高圧ガス取締法第五十九条の二十八第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八條第四項中「昭和二十二年法律第百八十五号」を削る。

第三百四十九條の三第七項中「五分の三」を「三分の二」に改め、同条第十項中「前項の規定の適用を受ける航空機以外の航空機で、主として離島路線その他の地方的な航空運送を確保するため必要な路線として自治省令で定める路線に就航する航空機で自治省令で定めるものうち、五分の三(専ら離島路線として自治省令で定める路線に就航する航空機(以下本項において「離島航空機」という。))にあつては、当該離島航空機の価格の三分の一」を「三分の一」に、「五分の四(離島航空機にあつては、当該離島航空機の価格の三分の二)」を「三分の二」に改める。

第四百八十九條第一項第二号中「ねずみ鋳鉄(電気炉により製造されるものに限り。及び純鉄)を、及びねずみ鋳鉄(電気炉により製造されるものに限り。)」に改め、同項第七号中「可燃性天然ガス及び石油」を「及び可燃性天然ガス」に改め、同項第二十二号の二中「ケトン」を削り、同項第二十二号の四中「アクリル酸(プロピレンを原料とするものに限り。及び無水マレイン酸)」を「及びアクリル酸(プロピレンを原料とするものに限り。)」に改める。

第四百九十条の二第二項中「四千八百円」を「六千円」に改める。

第五百八十五条第五項を次のように改める。

第七十三條の二第二項及び第二十二項の規定

は、特別土地保有税について準用する。この場合において、これらの規定中「取得者」とあるのは、「第五百八十五条第一項の土地の所有者等」と読み替へるものとする。

第五百八十六条第二項中第五号の四を第五号の五とし、第五号の三を第五号の四とし、第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 雇用促進事業団が雇用促進事業団法第十九条第一項第五号に規定する福祉施設で政令で定めるものの用に供する土地

第五百八十六条第二項第十号中「構造改善事業」の下に「若しくは当該構造改善事業に係るものとして政令で定める事業」を、「新分野進出事業の下に「若しくは当該新分野進出事業に係るものとして政令で定める事業」を加え、同項第十二号中「共同利用施設」の下に「で同条第一項に規定する振興事業の用に供するもの」を加え、「第十号」を「第九号」に、「第十四号」を「第十号」に改め、「基づく高度化事業の下に「又は当該高度化事業に係るものとして政令で定める事業」を加え、同項第十二号中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に、「場合における当該事業」を「場合又は当該事業に係るものとして政令で定める事業を行う者が当該事業を実施する場合におけるこれらの事業に改め、同項第十三号中「又は同条第二項」を「若しくは同条第二項」に改め、「実施する構造改善事業」の下に「又は当該構造改善事業に係るものとして政令で定める事業」を加え、同項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 建築基準法第五十九条の二第一項の規定による許可を受けた同項に規定する建築物の敷地の用に供する土地

第五百八十六条第二項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第三条の規定による緑地保全地区内の土地で政令で定めるもの

第五百八十六条第二項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 日本国有鉄道がその高架の鉄道に係る線路設備の用に供する土地で他の者に貸し付けられていないもの

第五百八十六条第二項第二十八号中「及び第五号の四」を「から第五号の五まで及び前号」に改め、同項第二十九号中「第五号の四」を「から第五号の五まで」に改める。

第五百九十六条第二号中「第五百八十五条第五項若しくは第六項」を「第五百八十五条第六項」に改める。

第六百一条第一項中「第二十五号」を「第二十五号の二」に改め、「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第六百二条第一項中「若しくは第三号から第七号まで」を「第二号若しくは第四号から第八号まで」に改める。

第六百三条の次に次の二条を加える。

第六百三条の二 市町村は、土地の所有者等が所有する土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当し、かつ、当該土地の利用が当該市町村に係る土地利用基本計画(国土利用計画法昭和四十九年法律第九十二号)第九條第一項の土地利用基本計画をいう。都市計画その他の土地利用に関する計画に照らし、当該土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用に適合するものであることについて、市町村長が、第五百九十九条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。)までに履行された当該土地の所有者等からの申請に基づき認定した場合に、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

一 事務所、店舗その他の建物又は構築物で、

その構造、利用状況等が恒久的な利用に供される建物又は構築物に係る基準として政令で定める基準に適合するものの敷地の用に供する土地(次号に該当するものを除く。)

二 工場施設、競技場施設その他の施設(建物、構築物その他の工作物及びこれらと一体的に利用されている土地により構成されているものに限る。以下本号において「特定施設」という。)で、その整備状況、利用状況等が恒久的な利用に供される特定施設に係る基準として政令で定める基準に適合するものの用に供する土地

2 市町村長が前項の認定を行う場合には、特別土地保有税審議会の議を経なければならない。ただし、同項の申請が既に同項の認定を受けた土地に係るものであり、かつ、市町村長が当該土地について当該認定に係る事情に変更がないと認める場合は、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、同項の認定をし、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合には、第五百九十九条第一項の納期限から前項の通知をする日までの期間、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(第六百一条第三項若しくは第四項(これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。))又は前条第三項の規定により徴収を猶予されている部分を除く。)の徴収を猶予するものとする。ただし、第一項の申請に係る土地が同項各号に掲げる土地のいずれにも該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

5 第五百八十六条第四項及び第六百一条第七項から第九項までの規定は、第一項の場合について準用する。

6 第一項の申請の手續その他同項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定

める。

第六百三条の三 前条第二項の規定によりその権限に属せられた事項その他同条第一項の規定による特別土地保有税に係る納税義務の免除に關し必要な事項を調査審議させるため、市町村に特別土地保有税審議会を置く。

2 特別土地保有税審議会は、土地利用、都市計画又は土地に關する税制について学識経験のある者及び地方公共団体の職員のうちから、市町村長が任命する者をもつて組織する。

3 前項に定めるもののほか、特別土地保有税審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第六百七条第二項中(「納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。」を削り、「又は第六百三条第三項を、第六百三条第三項又は第六百三条の二第四項に改める。第六百八条第一項第四号中「又は第六百三条第三項」を、第六百三条第三項又は第六百三条の二第四項に改める。

第七百一条の三十四第三項第十五号中「共同施設」の下に「で同法第二条第一項に規定する繊維工業に属する事業の用に供するもの」を加え、同項第十六号中「共同施設」の下に「で同法第二条第一項の規定により指定された伝統的工芸品に關する産業の用に供するもの」を加え、同項第二十二号中「又はロの資金の貸付け(これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。))又は施設の譲渡を受けて当該事業を実施する場合における当該事業」を「の資金の貸付け(これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。))を受けて設置する施設及びこれらの者から同号ロの譲渡を受けた施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業」に改め、同項第二十三号中「共同利用施設」の下に「で同条第一項に規定する振興事業の用に供するもの」を加え、「第十号」を「第九号」に、「第十四号」を「第十号」に、「基づく高度化事業」を「基づき設置する

施設のうち当該高度化事業計画に基づく高度化事業又は当該高度化事業に係るものとして政令で定める事業」に改め、同条第五項中(「限る。」の用に供する施設)を(「限る。又は当該高度化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設のうち当該計画に基づき設置する施設」に改める。第七百一条の四十一第三項中「当該取壊しが完了し、又は当該取壊等の事情が生じた日から二年以内」を削り、「限る。」の下に「当該取壊しが完了し、又は当該取壊等の事情が生じた日から二年以内(従前の事業所用家屋に代わるものとして認められる事業所用家屋の新築又は増築に要する期間が通常二年を超えることその他の期間を延長することにつきやむを得ない理由があると指定都市等の長が認める場合には、納税義務者の申請

に基づき指定都市等の長が定める相当の期間内)」を加え、同条第九項中「これらの規定の適用に關し必要な事項」の下に「第三項の申請の手續」を加える。第七百一条の五十九第二項及び第七百一条の六十第一項第四号中「又は第四項」を「若しくは第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第七百一条の五十一の二第二項」を加える。第七百二条の三中「百分の〇・二をこえる」を「百分の〇・三を超える」に改める。第七百三条の四第四項中「十七万円」を「十九万円」に改める。第七百三十四条第三項の表第三百二十二条第一項の項及び第三百二十二条第二項の項を次のように改める。

第三百二十二条第一項	
八十万円	八十万円(事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合(以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。))以外の場合は、百万円)
四十万円	四十万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合は、五十万円)
八万円	八万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合は、第五十二条第一項の表の第一号に該当するものについては二十八万円、同表の第二号に該当するものについては十八万円、同表の第三号に該当するものについては十万円)
二万四千円	二万四千円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合は、第五十二条第一項の表の第三号に該当するものについては四万四千円、同表の第四号に該当するものについては三万円)
八千円	八千円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合は、一万円)

第三百二十二条第二項

百万円	百万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、百二十万円）
五十六万円	五十六万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、六十六万円）
十三万四千円	十三万四千円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第一号に該当するものについては三十三万四千円、同表の第二号に該当するものについては二十三万四千円、同表の第三号に該当するものについては十五万四千円）
同表の第四号に掲げる法人については四万円	前項の表の第四号に掲げる法人については四万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第三号に該当するものについては六万円、同表の第四号に該当するものについては四万六千円）
同表の第五号に掲げる法人等については一万三千円	前項の表の第五号に掲げる法人等については一万三千円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、一万五千円）

附則第四条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 租税特別措置法第二十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第四百四十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和五十二年又は昭和五十三年において生じた同法第二十一条第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第三十二条第八項又は第三十三条第八項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第六条中「昭和五十三年度」を「昭和五十八年度」に改める。

附則第八条第二項中「昭和四十八年法律第四十七号による」を「租税特別措置法第六十八条の二、昭和四十八年法律第四十七号による」に改める。

百万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、百二十万円）
五十六万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、六十六万円）
十三万四千円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第一号に該当するものについては三十三万四千円、同表の第二号に該当するものについては二十三万四千円、同表の第三号に該当するものについては十五万四千円）
前項の表の第四号に掲げる法人については四万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第三号に該当するものについては六万円、同表の第四号に該当するものについては四万六千円）
前項の表の第五号に掲げる法人等については一万三千円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、一万五千円）

によりなお効力を有することとされる昭和五十三年法律第 号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する合併法人に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 租税特別措置法第二十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第四百四十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和五十二年又は昭和五十三年において生じた同法第二十一条第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第七十二条の十七第六項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

6 第七十二条の十五第一項に規定する内国法人で租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げるもののうち、第七十二条の十二の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものとされる同項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する課税対象留保金額があるものに對する第七十二条の十五の規定の適用その他第二章第二節第二款及び第三款の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十一条第三項を削る。

附則第十一條第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「当分の間を」を「当該取得が昭和五十八年三月三十一日までに行われたときに限り」に改め、同条第七項及び第十項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「二分の一」を「五分の一」に改める。

度において、国の行政機関の作成した計画に基づく水田買入事業として実施されたものに限る。の實施により同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税については、同項中「五年」とあるのは「七年」と、同条第二項後段中「次条第一項」とあるのは「附則第十二条の三の規定により読み替えて適用される次条第一項」と、「五年以内の期間（当該不動産とあるのは「五年（同項の規定の適用がある場合には、七年）以内の期間（当該不動産とする。）」

附則第十二条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第二項中「第七十条の四第五項から第九項まで、第十項第二号、第十三項及び第十四項」を「第七十条の四第七項から第十一項まで、第十二項第二号、第十五項及び第十六項」に改め、同条第三項中「第七十条の四第一項ただし書の規定」の下に「又は第一項の規定によりその例によるものとされる同条第一項ただし書及び第四項の規定」を加え、「及び前項」を「並びに前項」に、「同条第七項又は第九項」を「同条第九項又は第十一項」に改め、「同条第二項の規定」の下に「又は第一項の規定によりその例によるものとされる同条第二項及び第四項の規定」を加える。

附則第十二条の二を次のように改める。

（自動車税の税率の特例）

第十二条の二 昭和五十三年度分の自動車税に限り、電気を動力源とする自動車で自治省令で定めるものに対して課する自動車税の標準税率は、第四百七十七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）による改正前の地方税法（以下「昭和五十一年改正前の地方税法」という。）第四百七十七条第一項及び第四項に規定する税率とする。

2 昭和五十三年度分の自動車税に限り、第四百七十七条第四項中「又は前項に」とあるのは「前項又は附則第十二条の二第一項に」と、「又は前項の税率」とあるのは「前項の税率又は同条第一項の税率」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び附則第十二条の二第一項」と

する。

附則第十四条中「設置されるもの」を「設置されたもの（第三号に掲げる設備にあつては、昭和五十二年六月十八日以後において新設されたものに限る。）」に改め、同条第二号中「が設置する」を「が設置した」に改め、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の下に「昭和四十五年法律第百三十六号」を加え、同条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑制し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で自治省令で定めるもの

附則第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「昭和五十二年」を「昭和五十四年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「五分の四を六分の五」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「昭和五十二年一月一日」を「昭和五十四年一月一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項から第十七項までを二項ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

16 昭和五十三年度から昭和五十五年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなる航空機（第三百四十九条の三第九項又は第十項の規定の適用を受ける航空機を除く。）で、航空法第百条又は第百二十一条の免許を受けた者が当該航空機に係る第三百四十三条第一項の所有者（同条第八項の規定により所有者とみなされる者を含む。）であり、かつ、当該免許を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定

資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後三年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

附則第十六条第五項中「人の居住の用に供する部分」の下に「政令で定めるもの」を加え、「所有し、かつ、人の居住の用に供しない部分」を「所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるもの」に改め、「所有する部分」の下に「政令で定めるもの」を加え、同条第六項中「人の居住の用に供する部分」の下に「政令で定めるもの」を加え、「その他の政令で定める住宅」を削る。

附則第三十条の二を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）
第三十条の二 昭和五十三年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で自治省令で定めるものに対して課する軽自動車税の標準税率は、第四百四十四条第一項の規定にかかわらず、昭和五十一年改正前の地方税法第四百四十四条第一項に規定する税率とする。

2 昭和五十三年度分の軽自動車税に限り、第四百四十四条第二項中「前項」とあるのは「前項又は附則第三十条の二第一項」と、「同項各号の税率」とあるのは「前項各号の税率又は同条第一項の税率」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十条の二第一項」とする。

附則第三十一条中「昭和五十三年五月三十一日」を「昭和五十六年五月三十一日」に改める。

附則第三十二条第二項及び第四項並びに附則第三十二条の二中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三第四項中「前三項」を「前各項」に、「又は第二項」を「前三項まで」に、「新増設に係る事業所税を「事業所税」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項の表を次のように改める。

第七百一条の三十二第二項	第七百一条の四十一第一項及び第二項	第七百一条の四十一第三項から第五項まで	第七百一条の四十三第一項	第七百一条の四十三第二項	第七百一条の四十三第三項	第七百一条の五十一第一項
関する部分の規定	（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）	（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）	（事業に係る事業所税に関する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。）	同条	第七百一条の三十四	同条
関する部分の規定又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項の規定	（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項	（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項	（事業に係る事業所税に関する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。）又は附則第三十二条の三第一項	第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三第一項	（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項	若しくは第七百一条の四十一第一項、第二項若しくは第七項（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項

附則第三十二条の三第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定都市等は、中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）第二条に規定する中小企業者（以下本項において「中小企業者」という。）が公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第十八条第二号に規定する施設で中小企業者の事業の用に供するものに係る事業所床面積及び従業員給与総額に対しては、当該事業が法人の事業である場合には昭和五十七年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には昭和五十七年分までに限る。第七百一条の三十二第二項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税（同項に規定する事業に係る事業所税をいう。次条において同じ。）を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「（第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本条において同じ。）」を削り、「（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）」の下に「又は前条第一

項を加える。

附則第三十五条の二第二項中「昭和五十二年」を「昭和五十四年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和五十二年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「第二項」を「前項」に改める。

附則第三十五条の二第二項中「昭和五十二年」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第三十五条の四を削り、附則第三十五条の五を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の六を附則第三十五条の五とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第四百九十条の二第二項の改正規定は同年六月一日から、第四百九十条の三第一項の改正規定は同年十月一日から施行する。

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)第五十二条第一項及び第四項の規定は、昭和五十二年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであった道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二条の十四第一項(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第五十五条に關する部分に限る。)の規定は、法人の施行日以後に取得する租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号。以下「昭和五十二年法律第 号」という。)附則第十五条第二項の規定の適用を受ける昭和五十二年法律第 号による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等(以下この項において「特例適用特定株式等」という。)を含む。)について適用し、法人の施行日前に取得した同条第一項に規定する特定株式等(特例適用特定株式等を除く。)については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

たい旨の申出をしたときは、当該契約の効力発生日が施行日であるものとみなして、同項の規定を適用する。

3 新法第七十三条の二十七の六の規定は、昭和四十八年四月一日以後に行われた同条第一項に規定する土地の取得に係る不動産取得税について適用し、新法附則第十一條の三の規定は、同条に規定する土地の取得に係る不動産取得税について適用する。

4 新法附則第十二條第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける新法附則第十二條第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(以下この項において「農地等」という。)につき租税特別措置法第七十条の四第三項に規定する使用貸借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る不動産取得税について適用し、施行日前に昭和五十二年法律第 号による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける農地等につき同項第一号に規定する使用貸借による権利の設定がされた場合における当該農地等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

第五条 新法第七十四條の三第一項の規定は、昭和五十二年十月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 新法第七十二条第二項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書(法人

税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十二年度分の固定資産税から適用し、昭和五十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第十項の規定は、昭和五十二年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に対して課すべき固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三百四十九條の三第十項の規定は、昭和五十二年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 旧法附則第十五條第二項の規定は、昭和五十二年一月一日までの間において新設された同項に規定する自動列車停止装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

5 旧法附則第十五條第九項の規定(固定資産税に關する部分に限る。)は、昭和五十二年一月一日までの間において取得された同項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

(電気税に関する経過措置)

第八条 新法第四百八十九條第一項の規定は、昭和五十二年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に取納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(ガス税に関する経過措置)

第九條 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十三年六月一日以後に使用するガスに對して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに對して課するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十三年度分の土地に對して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十二年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十五條第五項及び第五百九十六條第二号の規定は、同項において準用する新法第七十三條の二第二項に規定する従前の土地の取得が施行日以後においてされる場合又は新法第五百八十五條第五項において準用する新法第七十三條の二第二項に規定する契約の効力発生日が施行日以後の日である場合について適用し、当該従前の土地の取得が施行日前においてされた場合又は当該契約の効力発生日が施行日前の日であつた場合については、なお従前の

例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十一條 新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一十條の三第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ)に關する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十三年以後の年分の個人の事業について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一十條の三第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ)に關する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一十條の三第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ)の新築又は増築について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二條 新法第七百二條の三の規定は、昭和五十三年度分の都市計画税から適用し、昭和五十二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十五條第九項の規定(都市計画税に關する部分に限る)は、昭和五十二年一月一日までの間に對して取得された同項に規定する固定資産に對して課する都市計画税については、なおその効力を有する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十三條 新法第七百三條の四第四項の規定は、昭和五十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(都の特例に關する経過措置)

第十四條 新法第七百三十四條第三項の規定は、

施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十一條の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第七百三十四條第三項において準用する新法第三百二十一條の八第一項の申告書(法人税法第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五條第一項において準用する場合を含む)の申告書に係るものに限る)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した、又は納付すべきであつた都民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
第十五條 旧法附則第十二條の二の規定は、昭和五十二年度分の自動車税については、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する経過措置)
第十六條 旧法附則第三十條の二の規定は、昭和五十二年度分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割に關する経過措置)
第十七條 旧法附則第三十五條の四の規定は、昭和五十年中に支払うべき退職手当等(地方税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六号)による改正前の地方税法第二十三條第一項第六号又は第二百九十二條第一項第六号に規定する退職手当等をいう。)で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された旧法第五十條の

二又は第三百二十八條の規定によつて課する所得割については、なおその効力を有する。

(罰則に關する経過措置)

第十八條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十條 地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第十一項中「家屋及び償却資産に對して課する」の下に「昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の」を加える。

理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつその負担の適正化及び地方税源の充実強化を図るため、法人の住民税均等割の税率及び都市計画税の制限税率の引上げ並びに電気税の非課税等の特別措置の整理合理化を行うとともに、料理飲食等消費税の基礎控除額及びガス税の免税点を引き上げ、特別土地保有税の課税の合理化のための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、その負担の適正化及び地方税源の充実強化を図るため、法人住民税均等割の税率及び都市計画税の制限税率の引上げ並びに電気税の非課税等の整理合理化を行うとともに、料理飲食等消費税の基礎控除額及びガス税の免税点を引き上げ、特

別土地保有税の課税の合理化を図る等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 道府県民税及び市町村民税

1 法人の道府県民税又は市町村民税の均等割について、資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が一億円を超える法人に係る税率の区分及び税率を次のとおり改める。

(1) 道府県民税

区 分	改正案（年額）	現 行（年額）
資本の金額又は出資金額が五十億円を超える法人	標準税率 二十万円	標準税率 二万円
資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人	標準税率 十万円	
資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人	標準税率 二万円	

(2) 市町村民税

区 分	改正案（年額）	現 行（年額）
資本の金額又は出資金額が五十億円を超える法人で市町村内の事務所の従業員数が百人を超えるもの	標準税率 八十万円 制限税率 百万円	標準税率 八万円 制限税率 十三万四千円
資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人で市町村内の事務所の従業員数が百人を超えるもの	標準税率 四十万円 制限税率 五十六万円	
資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人で市町村内の事務所の従業員数が百人を超えるもの	標準税率 八万円 制限税率 十三万四千円	
資本の金額又は出資金額が十億円を超える法人で市町村内の事務所の従業員数が百人以下であるもの	標準税率 八万円 制限税率 十三万四千円	標準税率 二万四千円 制限税率 四万円
資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人で市町村内の事務所の従業員数が百人以下であるもの	標準税率 二万四千円 制限税率 四万円	

2 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法の認定中小企業者について、昭和五十二年六月一日を含む事業年度開始の日から二年以内に終了する事業年度において生じた欠損金に係る法人税額の還付金についての繰越控除期間を五年から七年に延長する。

3 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法の認定中小企業者について、昭和五十二年又は昭和五十三年において生じた純損失のうち還付を受けた所得税額の計算の基礎となつた純損失についての繰越控除期間を三年から五年に延長する。

4 肉用牛の売却による農業所得の免税措置の適用期間を昭和五十八年度まで延長する。

5 山林を現物出資した場合の山林所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和五十四年度まで延長する。

6 農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和五十五年度まで延長する。

(二) 事業税

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法の認定中小企業者について、昭和五十二年又は昭和五十三年において生じた純損失のうち還付を受けた所得税額の計算の基礎となつた不動産所得及び事業所得に係る純損失についての繰越控除期間を三年から五年に延長する。

(三) 不動産取得税

1 海上災害防止センターがその業務の用に供する家屋に係る非課税措置を廃止する。

2 次のとおり課税標準の特例措置を改める。

(1) 自動車航送船の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の算定については、当該家屋の価格の五分の二（現行二分の一）に相当する額を価格から控除することとし、その適用期限

を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。

(2) 日本専売公社の補助金を受けて農事組合法人等が取得する葉たばこの育苗等のための共同利用施設の課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十八年三月三十一日まで（現行当分の間）とする。

3 次に掲げる不動産の取得については、非課税とする。

(1) 日本住宅公団、宅地開発公団又は地方住宅供給公社が取得する利便施設等の用に供する土地

(2) 高圧ガス保安協会が取得する液化石油ガス消費者保安センター附属研究所の用に供する不動産

(3) 農業共済組合等が取得する農業災害補償法による損害の額の認定の用に供する不動産

4 地域振興整備公団に対して公共事業の用に供される一定の不動産を譲渡した者等がその代替不動産を取得し、又は取得していた場合には、課税標準の算定上従前の不動産の価格に相当する額を価格から控除し、又は当該額に係る不動産取得税を減額する。

5 農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を受けた者が、農業者年金基金法の経営移譲年金の支給を受けるため、贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、徴収猶予の継続を認めるものとする。

6 農地保有合理化法人が農地保有合理化促進事業の実施により取得した土地について一定の土地改良事業が行われた場合における不動産取得税の納税義務の免除に係る期間をその取得の日から土地改良事業の完了の日後一年を経過する日までの間（現行五年以内）とする。

- 7 農地保有合理化法人が水田買入事業として農地を取得した場合における不動産取得税の納税義務の免除に係る期間をその取得の日から七年以内(現行五年以内)とする。
- 8 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限の延長を行う。
 - (1) 農業委員会のおつせんに基づく一定の農地の交換分合により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。
 - (2) 都市計画に定められた路外駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。
 - (3) 日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。
- 9 土地区画整理事業等の施行地区内の土地に係る不動産取得税の課税については次によるものとする。
 - (1) 仮換地等の指定があつた場合において仮換地等に対応する従前の土地の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて仮換地等である土地の取得があつたものとみなすものとする。
 - (2) 保留地予定地について、その取得を目的とする契約の締結があつたときは、当該契約の効力が発生した日において当該保留地予定地の取得がされたものとみなすものとする。
- 四 料理飲食等消費税
 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除額を二千元(現行千五百円)に引き上げる。
- (五) 自動車税及び軽自動車税
 - 1 昭和五十一年度又は昭和五十三年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に対して課する自動車税及び軽自動車税の税率の軽減措置を廃止する。
 - 2 電気自動車に対して課する自動車税及び軽自動車税の税率の軽減措置の適用期間を昭和五十三年度まで(現行昭和五十二年まで)延長する。
- (六) 固定資産税及び都市計画税
 - 1 次に掲げる固定資産に係る課税標準の特例措置を廃止する。
 - (1) 自動列車停止装置
 - (2) コンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する固定資産
 - 2 次のとおり課税標準の特例措置を改める。
 - (1) 鉱工業技術研究組合法第十四条の規定による承認を受けた機械及び装置に係る課税標準を、取得後三年度間その価格の三分の二(現行五分の三)の額とする。
 - (2) 国内航空機(主として離島路線その他の地方的な航空運送を確保するため必要な路線に就航する航空機を除く)に係る課税標準を、取得後三年度間はその価格の三分の二(現行五分の三)の額、その後の三年度間はその価格の六分の五(現行五分の四)の額とする。その適用は昭和五十五年までの間に新たに固定資産税が課されることとなるものに限るものとする。
 - (3) 電子計算機に係る課税標準を、取得後三年度間その価格の六分の五(現行五分の四)の額とする。
 - 3 次に掲げる固定資産については、非課税とする。
 - (1) 地方鉄道業者又は軌道経営者が一定の公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の一定の区域において直接その事業の用に供するトンネル
 - (2) 高圧ガス保安協会が液化石油ガス消費者保安センター附属研究所の用に供する一定の固定資産
 - (3) 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設における空素酸化物の発生を抑止し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備
 - 4 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
 - (1) 外国貿易用コンテナに係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十四年度まで延長する。
 - (2) 原油備蓄施設に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和五十四年三月三十一日までの間に取得されたものについて適用する。
 - (3) 自動車航送船の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和五十四年一月一日までの間に取得されたものについて適用する。
 - 5 都市計画税の制限税率を一〇〇分の〇・三(現行一〇〇分の〇・二)に引き上げる。
 - 6 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に係る土地について仮換地等の指定があつた場合又は仮使用地がある場合には、仮換地等に対応する従前の土地の所有者又は仮使用地の使用者を所有者とみなすことができるものとする。
- (七) 電気税及びガス税
 - 1 ガス税の免税点を六千円(現行四千八百円)に引き上げる。
 - 2 純鉄、石油、ケトン及び無水マレイン酸に係る電気税の非課税措置を廃止する。
 - 3 繊維製品及び紙の製造の用に供する電気

に対して課する電気税の軽減措置の適用期限を昭和五十六年五月三十一日まで延長する。

(イ) 特別土地保有税

1 市町村は、建物、構築物その他一定の施設で恒久的な利用に供するものとして定められた基準に適合するものの用に供する土地で、土地利用に関する計画に照らし、その地域における計画的な土地利用に適合することについて、市町村長が特別土地保有税審議会の議を経て認定したものについては、納税義務を免除するものとする。

2 次に掲げる土地又はその取得については、非課税とする。

- (1) 雇用促進事業団が設置し、運営する一定の福祉施設の用に供する土地
- (2) 建築基準法により許可を受けた総合設計制度に係る建築物の敷地の用に供する土地
- (3) 都市緑地保全法による緑地保全地区内の一定の土地
- (4) 日本国有鉄道の高架下貸付用地

(ロ) 自動車取得税

自家用の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置の適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。

(ハ) 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。

(ニ) 事業所税

1 事業所用家屋の建替え等の場合の課税標準の特例措置の適用要件である従前の事業所用家屋の取壊し等の日から新増築の日までの期間を、やむを得ない理由がある場合には、指定都市等の長が定める相当の期間（現行二年間）とする。

2 中小企業者が公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物において行われる事業について、法人の事業にあつては昭和五十七年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業にあつては昭和五十七年分までに限り、事業に係る事業所税を非課税とする。

(ヘ) 国民健康保険税

課税限度額を十九万円（現行十七万円）に引き上げる。

(コ) その他

- 1 その他所要の規定の整備を行う。
 - 2 前記四の改正は昭和五十三年十月一日から、(ロ)の1及び2の改正は昭和五十三年六月一日から、その他の改正は昭和五十三年四月一日からそれぞれ施行する。
- なお、以上の改正により、昭和五十三年度に

おいては、五百四十五億円、平年度においては、七百七十七億円の増収が見込まれる。

二 議案の否決理由

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、その負担の適正化及び地方税源の充実強化を図るため、法人の住民税均等割の税率及び都市計画税の制限税率の引上げ並びに電気税の非課税等の特別措置の整理合理化を行うとともに、料理飲食等消費税の基礎控除額及びガス税の免税点を引き上げ、特別土地保有税の課税の合理化を図る等の措置を講じようとするものであるが、現段階においては不適当なものと認め、否決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党の三党共同提案により、佐藤敬治君外二名から、政府原案のうち特別土地保有税の改正部分を全部削除しようとする修正案が、また日本共産党・革新共同提案により、三谷秀治君から、個人住民税の基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ二十二万円に引き上げるとともに政府原案のうち特別土地保

有税及び都市計画税の改正部分を全部削除しようとする修正案が、また新自由クラブ提案により、川合武君から、昭和五十四年度を目途として、国税の地方団体への移譲等と地方団体との間の税源の再配分を実施し、国及び地方団体の租税収入総額の二分の一を下回らない額の地方税収入が確保されることとなるよう必要な措置を講ずべきものとする修正案が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

昭和五十三年三月二十三日

地方行政委員長 木村武千代

衆議院議長 保利 茂殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十三年一月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二 総領事館の表北米の項中	在アトランタ日本国総領事館	アメリカ合衆国	アトラ
「を」	在アトランタ日本国総領事館	アメリカ合衆国	
	在カンザス・シティ日本国総領事館	アメリカ合衆国	アトランタ
		カンザス・シティ	に改め

別表第二の一	大使館の表	アメリカの項中	ケニア	530,000	450,000	419,500	390,000	346,600	302,800	256,500	229,100	200,200	184,300	152,600	138,100	123,700	シエラ・										
346,600	302,800	256,500	229,100	200,200	184,300	152,600	138,100	123,700	シエラ・	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600	159,900	138,100	123,700	シエラ・								
284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600	159,900	138,100	123,700	シエラ・	600,000	490,000	476,700	457,800	450,400	402,200	350,200	309,700	276,100	シエラ・								
600,000	490,000	476,700	457,800	450,400	402,200	350,200	309,700	276,100	シエラ・	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600	159,900	138,100	123,700	シエラ・	シエラ・								
260,900	242,800	213,800	195,700	177,600	159,900	138,100	123,700	シエラ・	シエラ・	252,200	234,900	206,600	189,200	171,900	153,600	134,300	115,000	95,700	シエラ・								
252,200	234,900	206,600	189,200	171,900	153,600	134,300	115,000	95,700	シエラ・	別表第二の一	大使館の表	アメリカの項中	ケニア	530,000	450,000	419,500	390,000	346,600	302,800	256,500	229,100	200,200	184,300	152,600	138,100	123,700	シエラ・
別表第二の一	大使館の表	アメリカの項中	ケニア	530,000	450,000	419,500	390,000	346,600	302,800	256,500	229,100	200,200	184,300	152,600	138,100	123,700	シエラ・	シエラ・	シエラ・	シエラ・							
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	95,700	シエラ・								
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	1																						

は、政令で定める日から施行することとしている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に

勤務する外務公務員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、速やかに検討の上、善処するよう要望する。

一 我が国外交活動の基盤を強化するため、効率的な人事運用、人材の登用、研修の充実等に一層意を用いること。

一 勤務環境整備の必要がある地域に勤務する在外職員の仕事条件等について、引き続き格別な配慮をすること。

一 在外公館に勤務する職員が、安んじて職務に専念し得るよう警備の強化、補償制度の充実等適切な措置を講ずること。

一 在外公館の事務所及び公邸の国有化を推進するとともに在外職員宿舎の整備に努めること。

一 在外公館の査察を一層強化すること。

一 全日制高等学校の新設を含めた日本人学校の拡充、子女教育手当の充実、帰国子女教育制度の改善、教育施設の整備等総合的に海外子女教育対策を推進すること。

一 帰国子女教育については、我が国の大学への入学につき、在外教育施設において取得した資格を認めるとともに、国語学力の一時的なおくれに対しては、その選考方法について適切な配慮を加えること。

右決議する。

衆議院会議録第十三号中正誤

ベシ 段 行 誤

四七 二 業 積

四七 二 対 峙、

四七 四 終 戦 時 終 戦 時 には

四八 四 六 あると あるとは

正

業績

対して、

終戦時には

あるとは

昭和五十三年三月二十四日 衆議院會議録第十五号

五三四

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)